(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) **公 開 特 許 公 報(A)** (11) 特許出願公開番号

特開2018-156460 (P2018-156460A)

(43) 公開日 平成30年10月4日(2018.10.4)

(51) Int.Cl. FIテーマコード (参考)

GO6Q 30/02 (2012.01) GO6Q 30/02 398 5L049

審査請求 有 請求項の数 14 〇L (全 33 頁)

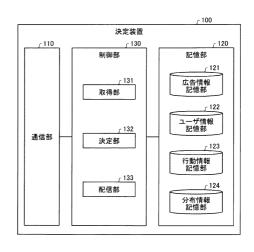
		— <u> —</u> r	(4) 14 hit (2) 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21
(21) 出願番号 (22) 出願日	特願2017-53442 (P2017-53442) 平成29年3月17日 (2017.3.17)	(71) 出願人	500257300 ヤフー株式会社
			東京都千代田区紀尾井町1番3号
		(74)代理人	110002147
			特許業務法人酒井国際特許事務所
		(72) 発明者	塚本 浩司
			東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー
			株式会社内
		(72) 発明者	田地 将也
			東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー
			株式会社内
		(72) 発明者	坪内 孝太
			東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー
			株式会社内
			最終頁に続く

(54) 【発明の名称】決定装置、決定方法、及び決定プログラム

(57)【要約】

【課題】コンテンツの配信態様を適切に決定する。

【解決手段】本願に係る決定装置は、取得部と、決定部 と、を有する。取得部は、所定のエリアにおいてユーザ が利用する端末装置に配信されたコンテンツに対する当 該ユーザの開封操作に関する操作情報を取得する。決定 部は、取得部により取得された操作情報に基づいて、所 定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する。 【選択図】図3



【特許請求の範囲】

【請求項1】

所定のエリアにおいてユーザが利用する端末装置に配信されたコンテンツに対する当該 ユーザの開封操作に関する操作情報を取得する取得部と、

前記取得部により取得された前記操作情報に基づいて、前記所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する決定部と、

を備えることを特徴とする決定装置。

【請求項2】

前記決定部は、

前記操作情報に基づいて、前記所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置に配信するコンテンツのサイズを決定する

ことを特徴とする請求項1に記載の決定装置。

【請求項3】

前記決定部は、

前記所定のエリアにおいて配信されたコンテンツの配信回数と、前記操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率が所定の閾値以上である場合、前記所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置に所定のサイズ以上のコンテンツを配信すると決定する

ことを特徴とする請求項2に記載の決定装置。

【請求項4】

前記決定部は、

前記開封率が所定の閾値未満である場合、前記所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置に所定のサイズ未満のコンテンツを配信すると決定する

ことを特徴とする請求項2または請求項3に記載の決定装置。

【請求項5】

前記決定部は、

前記開封率が所定の閾値未満である場合、前記所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置にコンテンツを配信しないと決定する

ことを特徴とする請求項2または請求項3に記載の決定装置。

【請求項6】

前記決定部は、

前記操作情報に基づいて、前記所定のエリアにおける広告の配信態様を決定する ことを特徴とする請求項1~5のいずれか1項に記載の決定装置。

【請求項7】

前記決定部は、

前記所定のエリアにおいて配信されたコンテンツの配信回数と、前記操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率に基づいて、前記所定のエリアにおける広告の配信態様を決定する

ことを特徴とする請求項6に記載の決定装置。

【請求項8】

前記取得部は

前記開封率が所定の閾値以上であることを広告配信の条件とする広告である条件付広告の入札情報を取得し、

前記決定部は、

前記開封率が所定の閾値以上であるエリアに位置するユーザが利用する端末装置に前記条件付広告を配信すると決定する

ことを特徴とする請求項7に記載の決定装置。

【請求項9】

前記開封率に関する情報を広告主へ配信する配信部、

をさらに備えたことを特徴とする請求項6~8のいずれか1項に記載の決定装置。

20

10

30

40

【請求項10】

前記決定部は、

前記所定のエリアにおけるユーザの開封操作の回数が所定の閾値以上である場合、前記操作情報に基づいて、前記所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定することを特徴とする請求項1~9のいずれか1項に記載の決定装置。

【請求項11】

前記決定部は、

前記所定のエリアにおけるユーザの開封操作の回数、または、前記所定のエリアにおいてコンテンツが配信されてからユーザが開封操作を行うまでの時間に基づいて、前記所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する

ことを特徴とする請求項1~10のいずれか1項に記載の決定装置。

【請求項12】

前記取得部は、

所定のエリアにおいてユーザが利用する端末装置にプッシュ通知されたコンテンツに対する当該ユーザの開封操作に関する操作情報を取得する

ことを特徴とする請求項1~11のいずれか1項に記載の決定装置。

【請求項13】

コンピュータが実行する決定方法であって、

所定のエリアにおいてユーザが利用する端末装置に配信されたコンテンツに対する当該 ユーザの開封操作に関する操作情報を取得する取得工程と、

前記取得工程により取得された前記操作情報に基づいて、前記所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する決定工程と、

を含むことを特徴とする決定方法。

【請求項14】

所定のエリアにおいてユーザが利用する端末装置に配信されたコンテンツに対する当該 ユーザの開封操作に関する操作情報を取得する取得手順と、

前記取得手順により取得された前記操作情報に基づいて、前記所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する決定手順と、

をコンピュータに実行させることを特徴とする決定プログラム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、決定装置、決定方法、及び決定プログラムに関する。

【背景技術】

[0002]

従来、種々の情報に基づいて配信するコンテンツを決定する技術が提供されている。例えば、広告情報等の配信情報のCTR(クリック率)に基づいて配信頻度や配信位置を決定する技術が提供されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

[0003]

【特許文献1】特表2007-524915号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

[0004]

しかしながら、上記の従来技術ではコンテンツの配信態様を適切に決定することが難しい。例えば、単にCTR等の指標に基づいて配信するコンテンツを決定するだけでは、適切なコンテンツが配信されない場合があり、コンテンツの配信態様を適切に決定することが難しい。

[0005]

10

20

30

40

本願は、上記に鑑みてなされたものであって、コンテンツの配信態様を適切に決定する 決定装置、決定方法、及び決定プログラムを提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

[0006]

本願に係る決定装置は、所定のエリアにおいてユーザが利用する端末装置に配信されたコンテンツに対する当該ユーザの開封操作に関する操作情報を取得する取得部と、前記取得部により取得された前記操作情報に基づいて、前記所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する決定部と、を備えたことを特徴とする。

【発明の効果】

[0007]

実施形態の一態様によれば、コンテンツの配信態様を適切に決定することができるという効果を奏する。

【図面の簡単な説明】

[0008]

- 【図1】図1は、実施形態に係る決定処理の一例を示す図である。
- 【図2】図2は、実施形態に係る決定システムの構成例を示す図である。
- 【図3】図3は、実施形態に係る決定装置の構成例を示す図である。
- 【図4】図4は、実施形態に係る広告情報記憶部の一例を示す図である。
- 【図5】図5は、実施形態に係るユーザ情報記憶部の一例を示す図である。
- 【図6】図6は、実施形態に係る行動情報記憶部の一例を示す図である。
- 【図7】図7は、実施形態に係る分布情報記憶部の一例を示す図である。
- 【図8】図8は、実施形態に係る決定処理の一例を示すフローチャートである。
- 【図9】図9は、変形例に係る決定処理の一例を示す図である。
- 【図10】図10は、変形例に係る決定処理の一例を示す図である。
- 【図11】図11は、変形例に係る決定装置の構成例を示す図である。
- 【図12】図12は、変形例に係るコンテンツ情報記憶部の一例を示す図である。
- 【図13】図13は、変形例に係る決定処理の一例を示すフローチャートである。
- 【図14】図14は、決定装置の機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア 構成図である。

【発明を実施するための形態】

[0009]

以下に、本願に係る決定装置、決定方法、及び決定プログラムを実施するための形態(以下、「実施形態」と呼ぶ)について図面を参照しつつ詳細に説明する。なお、この実施形態により本願に係る決定装置、決定方法、及び決定プログラムが限定されるものではない。また、以下の各実施形態において同一の部位には同一の符号を付し、重複する説明は省略される。

[0010]

(実施形態)

〔1.決定処理〕

まず、図1を用いて、実施形態に係る決定処理の一例について説明する。図1は、実施 形態に係る決定処理の一例を示す図である。図1の例では、決定装置100は、ユーザの 位置が広告配信の条件(以下、「ターゲティング条件」ともいう)を満たすかどうかに基 づいて、配信する広告を決定する場合を示す。ここでいうターゲティング条件とは、例え ば広告主が広告を入稿する際に設定する情報であって、広告の配信対象の条件であっても よい。なお、決定対象となるコンテンツは広告に限らず、ニュース記事等の種々のコンテ ンツであってもよい。

[0011]

また、図1の例では、決定装置100が所定のエリアAR11(Aエリア)におけるプッシュ通知に関するユーザの操作情報等に基づいて、ユーザに広告を配信する場合を示す。なお、図1の例では、コンテンツ配信の一形態としてプッシュ通知を例として示すが、

10

20

30

40

コンテンツ配信が種々の態様であってもよい。例えば、生成システム1におけるコンテンツ配信は、プッシュ通知に限らず、端末装置10からコンテンツを要求する、いわゆるプル型のコンテンツ配信であってもよい。例えば、プッシュ通知は、ユーザによる端末装置10の操作に依らず、端末装置10において出力される情報であってもよい。例えば、プッシュ通知は、所定の情報を能動的にユーザに通知することであってもよい。また、ここでいうエリアの大きさや形状は、処理の目的等に応じて適宜設定されてもよい。例えば、エリアは、「県」、「市」、「区」、「町」等の種々の大きさのエリアが適宜設定されてもよい。

[0012]

〔決定システムの構成〕

図1の説明に先立って、図2を用いて決定システム1の構成について説明する。図2は、実施形態に係る決定システムの構成例を示す図である。図2に示すように、決定システム1は、端末装置10と、広告主装置20と、決定装置100とが含まれる。端末装置10と、広告主装置20と、決定装置100とは所定のネットワークNを介して、有線または無線により通信可能に接続される。なお、図2に示した決定システム1には、複数台の端末装置10や、複数台の広告主装置20や、複数台の決定装置100が含まれてもよい。なお、決定システム1には、端末装置10にコンテンツを提供するコンテンツ決定装置が含まれてもよい。

[0013]

端末装置10は、ユーザによって利用される情報処理装置である。端末装置10は、例えば、スマートフォンや、タブレット型端末や、ノート型PC(Personal Computer)や、デスクトップPCや、携帯電話機や、PDA(Personal Digital Assistant)等により実現される。図1は、端末装置10がスマートフォンである場合を示す。また、端末装置10は、GPS(Global Positioning System)センサ等の機能を有し、ユーザの位置を検知し、取得可能であるものとする。また、端末装置10は、決定装置100に種々の情報等を送信する。例えば、端末装置10は、ユーザに関する位置情報等の各種情報を決定装置100へ送信する。なお、以下では、ユーザに関する位置情報等の各種情報をある。すなわち、以下では、ユーザを端末装置10と読み替えることもできる。図1の例では、端末装置10がタッチパネル機能を有するスマートフォンである場合を示す。また、図1の例では、端末装置10を利用するユーザがユーザID「U4」により識別されるユーザである場合を示す。

[0014]

以下では、ユーザID「U4」により識別されるユーザを「ユーザU4」とする場合がある。このように、以下では、「ユーザU*(*は任意の数値)」と記載した場合、そのユーザはユーザID「U*」により識別されるユーザであることを示す。例えば、「ユーザU2」と記載した場合、そのユーザはユーザID「U2」により識別されるユーザである。

[0015]

また、図1の例では、端末装置10における表示内容の変更に応じて、端末装置10を端末装置10-1、10-2として説明する。なお、端末装置10-1、10-2は同一の端末装置10である。また、以下では、端末装置10-1、10-2について、特に区別なく説明する場合には、端末装置10と記載する。

[0016]

広告主装置20は、広告主よって利用される情報処理装置である。また、広告主は、広告主装置20を用いて、広告コンテンツ(以下、単に「広告」ともいう)を決定装置100に入稿せずに、広告の入稿を代理店に依頼する場合もある。この場合、決定装置100に広告を入稿するのは代理店となる。以下では、「広告主」といった表記は、広告主だけでなく代理店を含む概念であり、「広告主装置」といった表記は、広告主装置だけでなく代理店によって利用される代理店装置を含む概念であるものとする。

[0017]

10

20

30

30

40

50

例えば、広告主装置 2 0 は、スマートフォンや、タブレット型端末や、ノート型 P C や、デスクトップ P C や、携帯電話機や、 P D A 等により実現される。なお、図 1 の例では、広告主装置 2 0 がノート型 P C である場合を一例として示す。図 1 の例では、広告主装置 2 0 は、広告主 I D 「 A P 1 」により識別される広告主(以下、「広告主 A P 1 」とする)によって利用される情報処理装置である場合を示す。広告主 A P 1 は、広告主装置 2 0 を用いて、決定装置 1 0 0 との間で情報の送受信を行う。例えば、広告主 A P 1 は、広告主装置 2 0 を用いて、所望の 2 地点間の移動手段に関する入札情報を送信する。例えば、広告主 A P 1 は、広告主装置 2 0 は、決定装置 1 0 0 に移動手段に関する各種情報の入稿や入札額を示す情報の送信を行ったりする。また、広告主装置 2 0 は、決定装置 1 0 0 から情報提供を受けてもよい。なお、広告主 A P 1 は、法人等であってもよく、図1 に広告主 A P 1 の符号を付した広告主装置 2 0 に使用者は、広告主 A P 1 の宣伝担当者等であってもよい。

[0018]

例えば、広告主装置20は、開封率が所定の閾値以上であることをターゲティング条件とする広告(以下、「条件付広告」ともいう)の入札情報を決定装置100に送信することにより、決定装置100に広告を入札する。図1の例では、広告主AP1の広告主装置20が、開封率が所定の閾値以上であることをターゲティング条件とする条件付広告として、広告ID「AD11」により識別される広告を入札する場合を示す。ここでいう開封率とは、例えば、端末装置10に表示されたプッシュ通知をユーザが開封操作を行った割合を示す。また、開封操作とは、プッシュ通知に対する選択や指定等のユーザの所定の操作であってもよい。例えば、開封操作とは、プッシュ通知に関する情報を端末装置10に表示させるユーザの所定の操作であってもよい。

[0019]

以下では、広告ID「AD11」により識別される広告を「広告AD11」とする場合がある。このように、以下では、「広告AD*(*は任意の数値)」と記載した場合、その広告は広告ID「AD*」により識別される広告であることを示す。例えば、「広告AD12」と記載した場合、その広告は広告ID「AD12」により識別される広告(広告コンテンツ)である。

[0020]

決定装置100は、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する情報処理装置である。例えば、決定装置100は、所定のエリアにおいてユーザが利用する端末装置10にプッシュ通知されたコンテンツに対する当該ユーザの開封操作に関する操作情報に基づいて、所定のエリアにおける広告の配信態様を決定する。図1の例では、決定装置100は、ユーザU4が利用する端末装置10から広告を要求する情報(以下、「広告要求」ともいう)を取得し、ユーザU4の位置に応じて端末装置10に配信する広告を決定する。また、決定装置100は、端末装置10においてプッシュ通知されるコンテンツを端末装置10へ提供してもよい。

[0021]

ここから、図1を用いて、決定装置100による決定処理の一例を説明する。まず、図1に示すマップ情報MP1について、簡単に説明する。図1に示すマップ情報MP1は、所定の範囲に含まれるエリア等を模式的に示す図である。例えば、マップ情報MP1は、Aエリアにおける端末装置10へのプッシュ通知の開封率の分布情報を模式的に示すための図である。なお、ステップS10は、Aエリアにおける端末装置10へのプッシュ通知の開封率の分布情報が分布情報記憶部124に記憶された情報から導出可能であることを示すためのものであり、処理手順には含まれなくてもよい。

[0022]

ここで、図1中の分布情報記憶部124及びマップMP1中のAエリアにおける分布について説明する。図1中の分布情報記憶部124に示す「集計対象エリア」は、分布情報を収集する対象となったエリアを示す。また、図1中の分布情報記憶部124に示す「分布情報」は、集計対象エリアについて収集された分布情報を示す。図1中の分布情報記憶

部124に示す「部分エリア」は、集計対象エリア内の部分エリアを示す。図1中の分布情報記憶部124に示す「プッシュ回数」は、対応する部分エリアに位置するユーザにプッシュ通知が行われた回数を示す。また、図1中の分布情報記憶部124に示す「開封回数」は、対応する部分エリアに位置するユーザがプッシュ通知を開封した回数を示す。また、「開封率(%)」は、対応する部分エリアに位置するユーザがプッシュ通知を開封した割合(=開封回数 / プッシュ回数 × 1 0 0) を示す。例えば、「開封率(%)」は、0 ~ 1 0 0 (%)の値となる。

[0023]

例えば、図1中の分布情報記憶部124に示す例において、集計対象エリア「Aエリア」についての分布情報は、Aエリア内の部分エリアLC1-1に位置するユーザに「10000(回)」のプッシュ通知が行われたことを示す。なお、部分エリアLC1-1は、Aエリアにおける所定の範囲内のエリアであってもよい。また、例えば、部分エリアLC1-1に位置するユーザがプッシュ通知を「2000(回)」開封したことを示す。また、例えば、部分エリアLC1-1に位置するユーザの開封率が、1万回の通知のうち、2千回開封されているため、「20(%)」であることを示す。

[0024]

図1中のマップ情報MP1のAエリアに示す分布は、各部分エリアにおける開封率の高低をヒートマップのような表示態様で示す。図1の例では、ハッチングが濃い部分エリア程、開封率の高いことを示す。図1の例では、Aエリアに示す分布は、Aエリア中の部分エリアLC1-1等において開封率の高いことを示す。また、図1の例では、Aエリアに示す分布は、Aエリア中の部分エリアLC1-2等において開封率の低いことを示す。すなわち、Aエリアにおいては、その中央部付近での開封率が高く、中心から離れるにつれて開封率が低下することを示す。

[0025]

まず、決定装置100は、広告主装置20から広告の入稿(入札)を取得する(ステップS11)。例えば、決定装置100は、広告主装置20から、開封率に関するターゲティング条件が指定された条件付き広告の入稿(入札)を取得する。図1の例では、決定装置100は、広告主AP1が利用する広告主装置20から、開封率を10%以上に指定した条件付き広告として広告AD11の入札を取得する。例えば、決定装置100は、広告主AP1が利用する広告主装置20から、入札価格をA円として、金融サービスAに関する広告AD11の入札を受け付ける。例えば、決定装置100は、入稿された広告AD11を広告情報記憶部121へ格納する。

[0026]

図1中の広告情報記憶部121に示す「広告ID」は、広告を識別するための識別情報を示す。図1中の広告情報記憶部121に示す「ターゲティング条件」は、広告主が広告コンテンツを入稿する際に設定する情報であって、広告コンテンツの配信対象の条件を示す。例えば、「ターゲティング条件」は、要求元のユーザの属性情報や、要求元のユーザが示す興味に基づく広告のターゲティングに用いられる条件情報である。図1中の広告情報記憶部121に示す「入札価格」は、広告主が広告コンテンツを入稿する際に設定する広告料金の単価を示す。

[0027]

例えば、図1の例では、広告AD11は、対象とする商品が「金融サービスA」であることを示す。また、広告AD11は、ターゲティング条件が「開封率10%以上」であり、開封率10%以上のエリアに位置するユーザを配信対象とすることを示す。また、広告AD11は、入札価格が「A円」であることを示す。なお、ここでは、入札価格を「A円」等の抽象的な符号で示すが、例えば、「100円」等の具体的な金額であるものとする。なお、図1の例では説明を簡単にするために、「A円」~「E円」のうち「A円」が最も高い、すなわち広告AD11~AD15のうち、広告AD11の入札価格が最も高いものとする。

[0028]

20

30

20

30

40

50

そして、ユーザリ4が利用する端末装置10・1にコンテンツCT11がプッシュ通知される(ステップS12)。図1の例では、部分エリアLC1・1に位置するユーザリ4が利用する端末装置10・1にコンテンツCT11がプッシュ通知される。例えば、端末装置10・1には、コンテンツCT11が端末装置10に表示され、その表示をユーザが選択することにより、コンテンツCT11が端末装置10に表示されるものとする。図1の例では、端末装置10・1には、コンテンツCT11の内容の一部として、コンテンツCT11のタイトル(ニュースB)が表示されるものとする。「ニュースB」といった抽象的な符号で図示するが、「ニュースB」は、「X国の債権が高騰」」といった具体的なタイトルであってもよい。

[0029]

そして、図1の例では、ユーザリ4が端末装置10-1に表示されたコンテンツCT1 1のタイトルを選択し、プッシュ通知を開封する(ステップS13)。ユーザリ4により プッシュ通知が開封された端末装置10は、コンテンツCT11を表示する。図1の例で は、端末装置10-1から端末装置10-2へ表示が遷移する。例えば、端末装置10-2は、コンテンツCT11が表示された端末装置10を示す。

[0030]

また、決定装置100は、端末装置10-2からコンテンツCT11に含まれる広告枠AR12に表示される広告の要求を取得する(ステップS14)。図1の例では、決定装置100は、端末装置10-2から、端末装置10から取得した要求元が部分エリアLC1-1に位置するユーザU4であることを示す情報を広告要求として取得する。決定装置100は、ユーザU4を識別する情報やユーザU4の位置情報を広告要求として取得する。例えば、位置LC1-1と記載した場合は、その位置は、部分エリアLC1-1内に含まれる位置であるものとする。

[0031]

端末装置10から広告要求を取得した決定装置100は、広告を要求する要求元の位置を特定する(ステップS15)。図1の例では、決定装置100は、ユーザU4が部分エリアLC1-1に位置することを示す情報に基づいて、開封率が20%であるエリアにユーザU4が位置することを特定する。

[0032]

また、決定装置100は、広告を要求する要求元であるユーザを特定する(ステップS 16)。図1の例では、決定装置100は、端末装置10から取得した要求元がユーザリ 4であることを示す情報に基づいて、要求元がユーザリ4であることを特定する。決定装 置100は、ユーザ情報記憶部122に記憶された情報に基づいて、ユーザリ4が20代 男性であり、経済に興味があるユーザであることを特定する。

[0033]

そして、決定装置100は、ユーザU4に対して配信する広告(以下、「配信広告」ともいう)を決定する(ステップS17)。図1の例では、決定装置100は、広告情報記憶部121に記憶された広告から配信広告を決定する。例えば、決定装置100は、広告情報記憶部121に記憶された広告のうち、入札価格が高い方から順にターゲティング条件を満たすかどうかを判定し、ターゲティング条件を満たす広告を配信広告として決定する。

[0034]

図1の例では、決定装置100は、入札価格が最も高い広告AD11がターゲティング条件を満たすかどうかを判定する。図1の例では、広告の要求元であるユーザU4が位置する部分エリアLC1-1の開封率が20%であり、広告AD11がターゲティング条件「開封率10%以上」の条件を満たすため、決定装置100は、広告AD11を配信広告に決定する。

[0035]

そして、決定装置100は、決定した配信広告をユーザに配信する(ステップS18)。図1の例では、決定装置100は、広告AD11をユーザU4が利用する端末装置10

に配信する。

[0036]

なお、決定装置100は、ターゲティング条件を満たす広告であれば、入札価格に加えて、ユーザの興味等の種々の情報に基づいて、配信広告を決定してもよい。例えば、開封率が10%未満のエリア(例えば部分エリアLC1-2等)にユーザU4が位置する場合、広告AD11はターゲティング条件「開封率10%以上」を満たさないとして、決定装置100は、広告AD11以外の広告(例えば広告AD12や広告AD13等)を配信広告として決定する。

[0037]

上述した例では、決定装置100は、ユーザの開封操作に関する操作情報に基づく開封率がターゲティング条件として設定された広告を、開封率の条件を満たすユーザへの配信広告に決定する。また、決定装置100は、ユーザの開封操作に関する操作情報に基づく開封率がターゲティング条件として設定された広告を、開封率の条件を満たすユーザに配信する。例えば、開封率が高いエリアは、ユーザがコンテンツを閲覧する時間的な余裕がある可能性が高いエリアであるため、配信広告をユーザが閲覧する可能性が高い。したがって、開封率が高いエリアに位置するユーザに配信された広告は、ユーザが注目する可能性が高い。そのため、決定装置100は、開封率をターゲティング条件として広告配信を行うことにより、広告主が注目する可能性が高いユーザに効果的に広告を配信可能とすることができる。また、決定装置100は、開封率をターゲティング条件とする広告入札を可能とすることにより、開封率が高いエリアへの広告配信に関する入札価格を増大させることが可能となり、収益性を向上させることができる。

[0038]

また、例えば、決定装置100は、ユーザの開封操作に関する操作情報に基づく開封率がターゲティング条件として設定された広告を、開封率の条件を満たさないユーザへの配信広告として決定しない。例えば、決定装置100は、ユーザの開封操作に関する操作情報に基づく開封率がターゲティング条件として設定された広告を、開封率の条件を満たさないユーザには配信しない。したがって、決定装置100は、ユーザの開封操作に関する操作情報に基づいて、広告の配信態様を適切に決定することができる。

[0039]

例えば、決定装置100は、開封数の多寡に応じた信頼性を加味して、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定してもよい。例えば、決定装置100は、開封数が100未満の場合、処理対象外としてもよい。また、例えば、決定装置100は、通勤ラッシュ時に人がたくさんいる中での開封率50パーセントと、ガラガラの時間帯にまばらな、の開封率50パーセントの信頼性の方が高いとして、その情報に基づいてコンテンツの配信態様を決定してもよい。例えば、決定装置100は、所定のエリアにおいて、通勤ラッシュ時に多くの人がいた中での開封率50パーセントと、ガラガラの時間帯にまばらな、中での開封率が高い75パーセントとでは、通勤ラッシュ時に人がたくさんいる中での開封率50パーセントの信頼性の方が高いとして、その情報に基づいて所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定してもよい。

[0040]

例えば、決定装置100は、所定のエリアにおけるユーザの開封操作の回数が所定の閾値以上である場合、操作情報に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する。例えば、決定装置100は、所定のエリア(例えば部分エリアLC1-2等)におけるユーザの開封操作の回数が所定の閾値「1000」以上である場合、操作情報に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する。また、例えば、決定装置100は、所定のエリア(例えば部分エリアLC1-5等)におけるユーザの開封操作の回数が所定の閾値「1000」未満である場合、その所定のエリアとC1-5等)におけるユーザの開封操作の回数が所定の閾値「1000」未満である場合、その所定のエリアして1-5等)におけるユーザの開封操作の回数が所定の閾値「1000」未満である場合、その所定のエリ

10

20

30

40

アにおけるコンテンツの配信態様を決定しなくてもよい。

[0041]

なお、決定装置100は、開封率に限らず種々の情報を適宜用いて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定してもよい。例えば、決定装置100は、所定のエリアにおけるユーザの開封操作の回数、または、所定のエリアにおいてコンテンツが配信されてからユーザが開封操作を行うまでの時間に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定してもよい。例えば、決定装置100は、カバレッジを重視した開封の数に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定してもよい。例えば、決定装置100は、コンテンツ(広告)の緊急性、時限性等の時間の要素に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定してもよい。例えば、決定装置100は、コンテンツの配信態様を決定してもよい。例えば、決定装置100は、コンテンツの配信態様を決定してもよい。基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定してもよい。

[0042]

[1-1.配信広告]

なお、上記は一例であり、決定装置100は、例えば、CVR(Conversion Rate)、 CPC(Cost Per Click)等の種々の指標に基づいて、端末装置10に配信する配信広 告を決定してもよい。

[0043]

例えば、決定システム1における課金形態は上記限らず、種々の課金形態であってよい。例えば、決定システム1における課金形態は、いわゆるインプレッション課金であってもよい。例えば、決定装置100は、配信広告が表示された場合、その配信広告に対応する広告主に課金してもよい。また、例えば、決定システム1における課金形態は、ユーザが配信広告の広告主の利益に至る行動を行ったら課金、いわゆるコンバージョン課金であってもよい。例えば、決定装置100は、配信広告が提供されたユーザがその配信広告で予約等の所定の行動を行った場合、その配信広告に対応する広告主に課金してもよい。

[0044]

また、図1の例では、広告主が入札額を指定して入札する場合を示したが、決定システム1においては、種々の形態により配信広告を受付けてもよい。例えば、決定装置100は、所定の期間中に配信広告がユーザの端末装置10に表示される回数を保証するインプレッション保証タイプにより、配信広告の登録(入稿)を受け付けてもよい。この場合、広告主が予め配信広告が表示される回数(インプレッション数)を購入し、決定装置100は、そのインプレッション数を保証するように、その配信広告を表示してもよい。例えば、決定装置100は、広告主の配信広告について保証するインプレッション数に応じてその広告主に前課金し、その配信広告を保証したインプレッション数を満たすように表示してもよい。なお、上記は一例であり、決定装置100は、配信広告のユーザへの提供に応じて、課金する形態であれば、どのような課金形態で課金を行ってもよい。

[0045]

[1-2.課金額の変動]

例えば、決定装置100は、各エリアにおける開封率に応じて広告主への課金額等の広告の料金に関する情報を決定してもよい。例えば、決定装置100は、所定のエリアにおいてプッシュ通知されたコンテンツの提供回数と、操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率が所定の閾値以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に提供される広告の料金に関する情報を決定してもよい。例えば、決定装置100は、開封率が所定の閾値(例えば10%)以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に提供される広告の料金を、開封率が所定の閾値(例えば10%)未満の他のエリアにおける広告の料金よりも高くしてもよい。

[0046]

例えば、決定装置100は、開封率が所定の閾値以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に提供される広告の料金を上昇させると決定してもよ

10

20

30

40

い。例えば、決定装置100は、開封率が所定の閾値(例えば15%)以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に提供される広告の料金を所定の割合(例えば20%)上昇させると決定してもよい。例えば、決定装置100は、開封率が所定の閾値以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に、料金が所定の閾値以上である広告を提供すると決定してもよい。例えば、決定装置100は、開封率が所定の閾値(例えば20%)以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に、料金が所定の閾値(例えば200円)以上である広告を提供すると決定してもよい。

[0047]

[1-3.広告主への情報配信]

例えば、決定装置100は、所定のエリアにおけるプッシュ通知に関する操作情報を広告主に配信(提供)してもよい。例えば、決定装置100は、分布情報記憶部124に記憶された各種情報を広告主へ配信してもよい。例えば、決定装置100は、図1中のマップ情報MP1のAエリアに示すような分布情報を広告主装置20へ配信してもよい。例えば、決定装置100は、Aエリア中の部分エリアLC1-1等において開封率の高いことを示す情報を広告主装置20へ配信してもよい。また、例えば、決定装置100は、Aエリアに示す分布は、Aエリア中の部分エリアLC1-2等において開封率の低いことを示す情報を広告主装置20へ配信してもよい。例えば、決定装置100は、Aエリアにおいては、その中央部付近での開封率が高く、中心から離れるにつれて開封率が低下することを示す情報を広告主装置20へ配信してもよい。この場合、広告主装置20は、開封率に関する情報に基づいて、広告を配信するエリアを指定したエリアターゲティングが可能となる。

[0048]

また、例えば、決定装置100は、開封率を広告主へ開示することにより、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に提供される広告の入札を行うと決定してもよい。例えば、決定装置100は、開封率が所定の閾値以上である場合、開封率を広告主へ開示することにより、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に提供される広告の入札を行うと決定してもよい。この場合、開封率に応じた広告の入札を広告主が可能になるため、決定装置100は、開封率に関する情報に基づいて、より適切な入札を行うことができる。

[0049]

〔2.決定装置の構成〕

次に、図3を用いて、実施形態に係る決定装置100の構成について説明する。図3は、実施形態に係る決定装置の構成例を示す図である。図3に示すように、決定装置100は、通信部110と、記憶部120と、制御部130とを有する。なお、決定装置100は、決定装置100の管理者等から各種操作を取得する入力部(例えば、キーボードやマウス等)や、各種情報を表示するための表示部(例えば、液晶ディスプレイ等)を有してもよい。

[0050]

(通信部110)

通信部110は、例えば、NIC(Network Interface Card)等によって実現される。そして、通信部110は、ネットワークNと有線または無線で接続され、端末装置10との間で情報の送受信を行う。

[0051]

(記憶部120)

記憶部120は、例えば、RAM(Random Access Memory)、フラッシュメモリ(Flash Memory)等の半導体メモリ素子、または、ハードディスク、光ディスク等の記憶装置によって実現される。実施形態に係る記憶部120は、図3に示すように、広告情報記憶部121と、ユーザ情報記憶部122と、行動情報記憶部123と、分布情報記憶部124とを有する。

10

20

30

[0052]

(広告情報記憶部121)

実施形態に係る広告情報記憶部121は、広告に関する各種情報を記憶する。図4は、 実施形態に係る広告情報記憶部の一例を示す図である。図4に示す広告情報記憶部121 は、「広告ID」、「広告コンテンツ」、「広告主ID」、「商品名」、「ターゲティン グ条件」、「入札価格」といった項目を有する。

[0053]

「広告ID」は、広告を識別するための識別情報を示す。「広告コンテンツ」は、広告主から入稿された広告コンテンツを示す。図4では「広告コンテンツ」に「AC11」といった概念的な情報が格納される例を示したが、実際には、静止画像や動画像やテキストデータやURL、または、これらの格納場所を示すファイルパス名などが格納される。「広告主ID」は、広告主を識別するための識別情報を示す。「商品名」は、広告の対象となる商品名やサービス名を示す。なお、各商品を識別する情報としては「商品名」に限らず、商品を識別するための「商品ID」等の情報を記憶してもよい。

[0054]

「ターゲティング条件」は、広告主が広告を入稿する際に設定する情報であって、広告の配信対象の条件を示す。例えば、「ターゲティング条件」は、要求元のユーザの属性情報や、要求元のユーザが示す興味に基づく広告のターゲティングに用いられる条件情報である。「入札価格」は、広告主が広告を入稿する際に設定する広告料金の単価を示す。

[0055]

例えば、図4に示す例において、広告ID「AD11」により識別される広告(広告AD11)は、広告主ID「AP1」により識別される広告主から取得した広告コンテンツAC11であることを示す。また、広告AD11は、対象とする商品が「金融サービスA」であることを示す。また、広告AD11は、ターゲティング条件が「開封率10%以上」であり、開封率10%以上のエリアに位置するユーザを配信対象とすることを示す。また、広告AD11は、入札価格が「A円」であることを示す。なお、ここでは、入札価格を「A円」等の抽象的な符号で示すが、例えば、「100円」等の具体的な金額であるものとする。

[0056]

例えば、図4に示す例において、広告ID「AD12」により識別される広告(広告AD12)は、広告主ID「AP2」により識別される広告主から取得した広告コンテンツAC12であることを示す。また、広告AD12は、対象とする商品が「アプリA」であることを示す。また、広告AD12は、ターゲティング条件が「・」、すなわち指定されていないことを示す。また、広告AD12は、入札価格が「B円」であることを示す。なお、ここでは、入札価格を「B円」等の抽象的な符号で示すが、例えば、「80円」等の具体的な金額であるものとする。

[0057]

なお、広告情報記憶部121は、上記に限らず、目的に応じて種々の情報を記憶してもよい。例えば、広告情報記憶部121は、入札価格に関する情報等を記憶してもよい。

[0058]

(ユーザ情報記憶部122)

実施形態に係るユーザ情報記憶部 1 2 2 は、ユーザに関する各種情報を記憶する。例えば、ユーザ情報記憶部 1 2 2 は、ユーザ属性に関する各種情報を記憶する。図 5 は、実施形態に係るユーザ情報記憶部の一例を示す図である。図 5 に示すユーザ情報記憶部 1 2 2 は、「ユーザ I D」、「年齢」、「性別」、「自宅」、「勤務地」、「興味」、「位置情報」といった項目が含まれる。

[0059]

「ユーザID」は、ユーザを識別するための識別情報を示す。また、「年齢」は、ユーザIDにより識別されるユーザの年齢を示す。なお、「年齢」は、例えば35歳など、ユーザIDにより識別されるユーザの具体的な年齢であってもよい。また、「性別」は、ユ

10

20

30

40

ーザIDにより識別されるユーザの性別を示す。

[0060]

また、「自宅」は、ユーザIDにより識別されるユーザの自宅の位置情報を示す。なお、図5に示す例では、「自宅」は、「LC11」といった抽象的な符号を図示するが、緯度や経度を示す情報であってもよい。また、例えば、「自宅」は、地域名や住所であってもよい。

[0061]

また、「勤務地」は、ユーザIDにより識別されるユーザの勤務地の位置情報を示す。 なお、図5に示す例では、「勤務地」は、「LC12」といった抽象的な符号を図示する が、緯度や経度を示す情報であってもよい。また、例えば、「勤務地」は、地域名や住所 であってもよい。

[0062]

また、「興味」は、ユーザIDにより識別されるユーザの興味を示す。すなわち、「興味」は、ユーザIDにより識別されるユーザが関心の高い対象を示す。なお、図 5 に示す例では、「興味」は、各ユーザに 1 つずつ図示するが、複数であってもよい。

[0063]

また、「位置情報」は、所定の日時(例えば予測情報の生成時)におけるユーザの位置情報を示す。例えば、「位置情報」は、所定の日時(例えば予測情報の生成時)の前に取得された最新のユーザの位置情報を示す。なお、図5の例では「位置情報」を抽象的な符号「LC1-1」等で図示するが、「位置情報」には、具体的な緯度経度情報等が記憶されてもよい。

[0064]

例えば、図5に示す例において、ユーザID「U1」により識別されるユーザの年齢は、「20代」であり、性別は、「男性」であることを示す。また、例えば、ユーザID「U1」により識別されるユーザは、自宅が「LC11」であることを示す。また、例えば、ユーザID「U1」により識別されるユーザは、勤務地が「LC12」であることを示す。また、例えば、ユーザID「U1」により識別されるユーザは、「スポーツ」に興味があることを示す。例えば、ユーザU1については、Aエリアの部分エリアLC1-1内に位置したことを示す位置情報が所定の日時の前に最後に取得された位置情報、すなわち最新の位置情報であることを示す。

[0065]

例えば、図5に示す例において、ユーザID「U4」により識別されるユーザ(ユーザ U4)の年齢は、「20代」であり、性別は、「男性」であることを示す。また、例えば、ユーザU4は、自宅が「LC41」であることを示す。また、例えば、ユーザU4は、勤務地が「LC42」であることを示す。また、例えば、ユーザU4は、「経済」に興味があることを示す。例えば、ユーザU4については、Aエリアの部分エリアLC1-1内に位置したことを示す位置情報が所定の日時の前に最後に取得された位置情報、すなわち最新の位置情報であることを示す。

[0066]

なお、ユーザ情報記憶部 1 2 2 は、上記に限らず、目的に応じて種々の情報を記憶して もよい。例えば、ユーザ情報記憶部 1 2 2 は、ユーザの属性情報として、年齢や性別に加 えて他のデモグラフィック属性情報やサイコグラフィック属性情報を記憶してもよい。例 えば、ユーザ情報記憶部 1 2 2 は、氏名、家族構成、収入等の情報を記憶してもよい。

[0067]

(行動情報記憶部123)

実施形態に係る行動情報記憶部123は、ユーザの行動に関する各種情報を記憶する。 図6は、実施形態に係る行動情報記憶部の一例を示す図である。例えば、行動情報記憶部 123は、各ユーザの端末装置10に提供したコンテンツに対するユーザの行動情報を記 憶する。図6に示す行動情報記憶部123には、「ユーザID」、「行動ID」、「種別」、「内容」、「日時」、「位置」といった項目が含まれる。なお、ユーザの行動には、 20

10

30

40

20

30

40

50

ユーザが能動的に行った行動に限らず、ユーザに対して行われた行動、すなわちユーザが 受動的な行動等の種々の行動が含まれてもよい。

[0068]

「ユーザID」は、ユーザを識別するための識別情報を示す。例えば、ユーザID「U1」により識別されるユーザは、図1の例に示したユーザU1に対応する。また、「行動ID」は、ユーザの行動を識別する情報を示す。また、「種別」は、対応するユーザの行動の種別に関する情報を示す。また、「内容」は、対応するユーザの行動において対象となった内容を示す。「日時」は、対応するユーザの行動が行われた日時を示す。「日時」には、「dt11」等のように抽象的に図示するが、「2017年3月8日22時31分52秒」等の具体的な日時が記憶されてもよい。

[0069]

また、「位置」は、ユーザの行動に対応するユーザの位置情報を示す。例えば、「位置」は、ユーザの行動情報が取得された際のユーザの位置情報を示す。なお、図6の例では「位置」を抽象的な符号「LC1-1」等で図示するが、「位置情報」には、具体的な緯度経度情報等が記憶されてもよい。

[0070]

例えば、図6の例では、ユーザID「U1」により識別されるユーザ(ユーザU1)は、行動ID「AC11」により識別される行動(行動AC11)や行動ID「AC12」により識別される行動(行動AC12)等を行ったことを示す。具体的には、図6の例では、日時dt11に部分エリアLC1-1内に位置するユーザU1について、コンテンツCT11のプッシュ通知(行動AC11)が行われたことを示す。例えば、行動AC11は、日時dt11にコンテンツCT11がユーザU1が利用する端末装置10にプッシュ通知により提供されたことを示す。また、図6の例ではユーザU1は、日時dt11においてコンテンツCT11がプッシュ通知された後の日時dt12において、部分エリアLC1-1内でコンテンツCT11を開封する操作(行動AC12)を行ったことを示す。

[0071]

なお、行動情報記憶部123は、上記に限らず、目的に応じて種々の情報を記憶してもよい。例えば、行動情報記憶部123は、各行動情報が取得された際のユーザの位置情報を各行動情報に対応付けて記憶してもよい。また、図6では、ユーザIDごとに行動情報が行動情報記憶部123に記憶される場合を示したが、行動情報は、ユーザIDごとに限らず、例えば時刻順に記憶されてもよい。

[0072]

(分布情報記憶部124)

実施形態に係る分布情報記憶部124は、分布に関する各種情報を記憶する。図7は、 実施形態に係る分布情報記憶部の一例を示す図である。例えば、分布情報記憶部124は 、各集計対象エリアの分布情報を記憶する。図7に示す分布情報記憶部124には、「集 計対象エリア」、「分布情報」といった項目が含まれる。「分布情報」には、「部分エリ ア」、「プッシュ回数」、「開封回数」、「開封率(%)」といった項目が含まれる。

[0073]

「集計対象エリア」は、分布情報を収集する対象となったエリアを示す。また、「分布情報」は、集計対象エリアについて収集された分布情報を示す。「部分エリア」は、集計対象エリア内の部分エリアを示す。「プッシュ回数」は、対応する部分エリアに位置するユーザにプッシュ通知が行われた回数を示す。また、「開封回数」は、対応する部分エリアに位置するユーザがプッシュ通知を開封した回数を示す。また、「開封率(%)」は、対応する部分エリアに位置するユーザがプッシュ通知を開封した割合(=開封回数 / プッシュ回数×100)を示す。例えば、「開封率(%)」は、0~100(%)の値となる

[0074]

例えば、図 7 に示す例において、集計対象エリア「 A エリア」について分布情報が収集されたことを示す。集計対象エリア「 A エリア」は、図 1 中のエリア A R 1 1 に対応する

20

30

40

50

。例えば、集計対象エリア「Aエリア」内の部分エリアLC1-1に位置するユーザに「10000(回)」のプッシュ通知が行われたことを示す。また、例えば、集計対象エリア「Aエリア」内の部分エリアLC1-1に位置するユーザがプッシュ通知を「2000(回)」開封したことを示す。また、例えば、集計対象エリア「Aエリア」内の部分エリアLC1-1に位置するユーザの開封率が、1万回の通知のうち、2千回開封されているため、「20(%)」であることを示す。

[0075]

なお、分布情報記憶部 1 2 4 は、上記に限らず、目的に応じて種々の情報を記憶してもよい。

[0076]

(制御部130)

図3の説明に戻って、制御部130は、コントローラ (controller)であり、例えば、CPU (Central Processing Unit)やMPU (Micro Processing Unit)等によって、決定装置100内部の記憶装置に記憶されている各種プログラム(提供プログラムの一例に相当)がRAMを作業領域として実行されることにより実現される。また、制御部130は、コントローラであり、例えば、ASIC (Application Specific Integrated Circuit)やFPGA (Field Programmable Gate Array)等の集積回路により実現される。

[0077]

図3に示すように、制御部130は、取得部131と、決定部132と、配信部133とを有し、以下に説明する情報処理の機能や作用を実現または実行する。なお、制御部130の内部構成は、図3に示した構成に限られず、後述する情報処理を行う構成であれば他の構成であってもよい。また、制御部130が有する各処理部の接続関係は、図3に示した接続関係に限られず、他の接続関係であってもよい。

[0078]

(取得部131)

取得部131は、種々の情報を取得する。例えば、取得部131は、外部の情報処理装置から情報要求を取得する。例えば、取得部131は、端末装置10や広告主装置20等の外部装置から各種情報を取得する。また、取得部131は、記憶部120から各種情報を取得する。また、取得部131は、広告情報記憶部121や、ユーザ情報記憶部122や、行動情報記憶部123や、分布情報記憶部124等から各種情報を取得する。

[0079]

例えば、取得部131は、広告要求を取得する。例えば、取得部131は、端末装置10から広告要求を取得する。例えば、取得部131は、入札情報を取得する。例えば、取得部131は、広告主装置20から入札情報を取得する。

[0 0 8 0]

例えば、取得部131は、所定のエリアにおいてユーザが利用する端末装置に配信されたコンテンツに対する当該ユーザの開封操作に関する操作情報を取得する。例えば、取得部131は、所定のエリアにおいてユーザが利用する端末装置にプッシュ通知されたコンテンツに対する当該ユーザの開封操作に関する操作情報を取得する。例えば、取得部131は、開封率が所定の閾値以上であることを広告配信の条件とする広告である条件付広告の入札情報を取得する。

[0081]

図1の例では、取得部131は、広告主装置20から広告の入稿(入札)を取得する。例えば、取得部131は、広告主装置20から、開封率に関するターゲティング条件が指定された条件付き広告の入稿(入札)を取得する。例えば、取得部131は、広告主AP1が利用する広告主装置20から、開封率を10%以上に指定した条件付き広告として広告AD11の入札を取得する。例えば、取得部131は、広告主AP1が利用する広告主装置20から、入札価格をA円として、金融サービスAに関する広告AD11の入札を受け付ける。例えば、取得部131は、入稿された広告AD11を広告情報記憶部121へ

格納する。

[0082]

また、図1の例では、取得部131は、端末装置10-2からコンテンツCT11に含まれる広告枠AR12に表示される広告の要求を取得する。例えば、取得部131は、端末装置10-2から、端末装置10から取得した要求元が部分エリアLC1-1に位置するユーザU4であることを示す情報を広告要求として取得する。例えば、取得部131は、ユーザU4を識別する情報やユーザU4の位置情報を広告要求として取得する。

[0083]

(決定部132)

決定部132は、種々の情報を決定する。例えば、決定部132は、取得部131により取得された操作情報に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する。例えば、決定部132は、操作情報に基づいて、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置に配信するコンテンツのサイズを決定する。

[0084]

例えば、決定部132は、所定のエリアにおいて配信されたコンテンツの配信回数と、操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率が所定の閾値以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置に所定のサイズ以上のコンテンツを配信すると決定する。例えば、決定部132は、所定のエリアにおいてプッシュ通知されたコンテンツの配信回数と、操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率が所定の閾値以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置に所定のサイズ以上のコンテンツを配信すると決定する。例えば、決定部132は、開封率が所定の閾値未満である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置に所定のサイズ未満のコンテンツを配信すると決定する。

[0085]

例えば、決定部132は、開封率が所定の閾値未満である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置にコンテンツを配信しないと決定する。例えば、決定部132は、操作情報に基づいて、所定のエリアにおける広告の配信態様を決定する。例えば、決定部132は、所定のエリアにおいてプッシュ通知されたコンテンツの配信回数と、操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率に基づいて、所定のエリアにおけるエリアに位置するユーザが利用する端末装置に条件付広告を配信すると決定する。例えば、決定部132は、所定のエリアにおけるユーザの開封操作の回数が所定の閾値以上である場合、操作情報に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する。また、例えば、決定部132は、所定のエリアにおけるユーザが開封操作の回数、または、所定のエリアにおいてコンテンツが配信されてからユーザが開封操作を行うまでの時間に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する。

[0086]

図1の例では、決定部132は、広告を要求する要求元の位置を特定する。例えば、決定部132は、ユーザU4が部分エリアLC1-1に位置することを示す情報に基づいて、開封率が20%であるエリアにユーザU4が位置することを特定する。

[0087]

また、図1の例では、決定部132は、広告を要求する要求元であるユーザを特定する。例えば、決定部132は、端末装置10から取得した要求元がユーザU4であることを示す情報に基づいて、要求元がユーザU4であることを特定する。例えば、決定部132は、ユーザ情報記憶部122に記憶された情報に基づいて、ユーザU4が20代男性であり、経済に興味があるユーザであることを特定する。

[0088]

例えば、決定部132は、ユーザU4に対する配信広告を決定する。例えば、決定部132は、広告情報記憶部121に記憶された広告から配信広告を決定する。例えば、決定部132は、広告情報記憶部121に記憶された広告のうち、入札価格が高い方から順に

10

20

30

40

20

30

40

50

ターゲティング条件を満たすかどうかを判定し、ターゲティング条件を満たす広告を配信 広告として決定する。

[0089]

図1の例では、決定部132は、入札価格が最も高い広告AD11がターゲティング条件を満たすかどうかを判定する。例えば、決定部132は、広告の要求元であるユーザU4が位置する部分エリアLC1-1の開封率が20%であり、広告AD11がターゲティング条件「開封率10%以上」の条件を満たすため、広告AD11を配信広告に決定する

[0090]

例えば、決定部132は、ターゲティング条件を満たす広告であれば、入札価格に加えて、ユーザの興味等の種々の情報に基づいて、配信広告を決定する。例えば、決定部13 2は、開封率が10%未満のエリア(例えば部分エリアLC1-2等)にユーザU4が位置する場合、広告AD11はターゲティング条件「開封率10%以上」を満たさないとして、広告AD11以外の広告(例えば広告AD12や広告AD13等)を配信広告として決定する。

[0091]

(配信部133)

配信部133は、種々の情報を配信する。例えば、配信部133は、端末装置10等の外部装置に各種情報を配信する。例えば、配信部133は、端末装置10にコンテンツを配信する。例えば、配信部133は、端末装置10に広告を配信する。例えば、配信部133は、決定部132により決定された各種情報を外部装置に配信してもよい。例えば、配信部133は、開封率に関する情報を広告主へ配信する。例えば、配信部133は、開封率に関する情報を広告主装置20へ配信する。

[0092]

図1の例では、配信部133は、決定部132により決定された配信広告をユーザに配信する。例えば、配信部133は、広告AD11をユーザU4が利用する端末装置10に配信する。

[0093]

例えば、配信部 1 3 3 は、ターゲティング条件を満たす広告であれば、入札価格に加えて、ユーザの興味等の種々の情報に基づいて、広告を配信してもよい。例えば、配信部 1 3 3 は、開封率が 1 0 %未満のエリア(例えば部分エリアLC 1 - 2 等)にユーザ U 4 が位置する場合、広告 A D 1 1 はターゲティング条件「開封率 1 0 %以上」を満たさないとして、広告 A D 1 1 以外の広告(例えば広告 A D 1 2 や広告 A D 1 3 等)を配信する。

[0094]

〔3.決定処理のフロー〕

次に、図8を用いて、実施形態に係る決定システム1による決定処理の手順について説明する。まず、図8を用いて決定装置100における一覧情報の提供までの処理の流れを示す。図8は、実施形態に係る決定処理の一例を示すフローチャートである。

[0095]

図8に示すように、決定装置100は、広告要求を取得する(ステップS101)。例えば、図1の例では、決定装置100は、端末装置10-2からコンテンツCT11に含まれる広告枠AR12に表示される広告の要求を取得する。

[0096]

そして、決定装置100は、ターゲティング条件を満たす広告が有るかどうかを判定する(ステップS102)。例えば、決定装置100は、広告情報記憶部121に記憶された広告のうち、入札価格が高い方から順にターゲティング条件を満たすかどうかを判定する。

[0097]

ターゲティング条件を満たす広告が有る場合(ステップS102:Yes)、決定装置100は、ターゲティング条件を満たす広告を配信する広告に決定する(ステップS10

3)。図1の例では、広告の要求元であるユーザU4が位置する部分エリアLC1-1の 開封率が20%であり、広告AD11がターゲティング条件「開封率10%以上」の条件 を満たすため、決定装置100は、広告AD11を配信広告に決定する。

[0098]

一方、ターゲティング条件を満たす広告が無い場合(ステップS102:No)、決定装置100は、所定のロジックに基づいて配信する広告を決定する(ステップS104)。例えば、決定装置100は、ターゲティング条件を満たす広告が無い場合、入札価格や種々の広告指標(CTRやCVRやCPC等)等に基づいて配信広告を決定してもよい。

そして、決定装置100は、決定した広告を配信する(ステップS105)。図1の例では、決定装置100は、広告AD11をユーザU4が利用する端末装置10に配信する

[0100]

[0099]

〔4. 变形例〕

上述した実施形態に係る決定システム1は、上記実施形態以外にも様々な異なる形態にて実施されてよい。また、上述した決定システム1においては、決定装置100がコンテンツの提供態様として、配信する広告を決定する場合を示したが、コンテンツは広告に限らず記事コンテンツや動画コンテンツ等の種々のコンテンツであってもよい。そこで、以下では、上記の決定システム1の他の実施形態について説明する。

[0101]

例えば、変形例における決定システム1Aにおいては、決定装置100Aが開封率に関する情報に基づいて配信するコンテンツのサイズを決定する。この点について、図9~図13を用いて説明する。なお、実施形態と同様の点については同様の符号を付す等して適宜説明を省略する。なお、図9~図13の例では、コンテンツ配信の一形態としてプッシュ通知を例として示すが、コンテンツ配信が種々の態様であってもよい。例えば、生成システム1におけるコンテンツ配信は、プッシュ通知に限らず、端末装置10からコンテンツを要求する、いわゆるプル型のコンテンツ配信であってもよい。

[0102]

[4-1.決定処理]

まず、図9及び図10を用いて、変形例に係る決定システムにおける決定処理について説明する。図9及び図10は、変形例に係る決定処理の一例を示す図である。また、図9及び図10の例では、説明を簡単にするために、文字情報のコンテンツについては、完読時間を500文字につき平均1分とする。すなわち、ユーザが文字を1分で平均500文字読むことができるものとする。

[0103]

図9及び図10に示すように、決定システム1Aは、端末装置10と、決定装置100Aとが含まれる。端末装置10と、決定装置100Aとは所定のネットワークNを介して、有線または無線により通信可能に接続される。なお、図9及び図10に示した決定システム1Aには、複数台の端末装置10や、複数台の決定装置100Aが含まれてもよい。

決定装置100Aは、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する情報処理 装置である。例えば、決定装置100Aは、操作情報に基づいて、所定のエリアに位置す るユーザが利用する端末装置10に配信するコンテンツのサイズを決定する。

[0105]

[0104]

なお、図9及び図10に示すマップ情報MP1は、図1に示すマップ情報MP1と同様である。また、図9及び図10の例では、決定装置100Aが、開封率の閾値を「10%」として、ユーザが位置するエリアの開封率が閾値以上かどうかに応じて、配信するコンテンツ(以下、「配信コンテンツ」ともいう)を決定する場合を示す。なお、図9及び図10では、説明を簡単にするために、決定装置100Aが記事コンテンツを配信する場合を説明する。

20

10

30

40

20

30

40

50

[0106]

ここから、図9を用いて、ユーザが位置するエリアの開封率が閾値以上である場合を説明する。図9の例では、端末装置10を利用するユーザがユーザU1である場合を示す。

[0107]

まず、決定装置100Aは、ユーザU1が利用する端末装置10からユーザU1の位置情報を取得する(ステップS21)。図9の例では、決定装置100Aは、端末装置10から、端末装置10から取得した要求元が部分エリアLC1-1に位置するユーザU1であることを示す情報を取得する。決定装置100Aは、ユーザU1を識別する情報やユーザU1の位置情報を取得する。

[0108]

端末装置10からコンテンツ要求を取得した決定装置100Aは、コンテンツを要求する要求元の位置を特定する(ステップS22)。図9の例では、決定装置100Aは、ユーザU1が部分エリアLC1-1に位置することを示す情報に基づいて、開封率が20%であるエリアにユーザU1が位置することを特定する。決定装置100Aは、ユーザU1が部分エリアLC1-1に位置することを示す情報に基づいて、閾値(10%)以上の開封率であるエリアにユーザU1が位置することを特定する。

[0109]

また、決定装置100Aは、コンテンツを要求する要求元であるユーザを特定する(ステップS23)。図9の例では、決定装置100Aは、端末装置10から取得した要求元がユーザU1であることを示す情報に基づいて、要求元がユーザU1であることを特定する。決定装置100Aは、ユーザ情報記憶部122に記憶された情報に基づいて、ユーザU1が20代男性であり、スポーツに興味があるユーザであることを特定する。

[0110]

そして、決定装置100Aは、ユーザU1への配信コンテンツを決定する(ステップS 24)。図9の例では、決定装置100Aは、コンテンツ情報記憶部121Aに記憶され たコンテンツから配信コンテンツを決定する。

[0111]

図9中のコンテンツ情報記憶部121Aに示す「コンテンツID」は、コンテンツを識別するための識別情報を示す。図9中のコンテンツ情報記憶部121Aに示す「コンテンツ」は、コンテンツを示す。図9では「コンテンツ」に「記事AA」や「動画MA」といった概念的な情報が格納される例を示したが、実際には、動画像情報や文字情報や文字情報と画像との組合せ、または、これらの格納場所を示すファイルパス名などが格納される。また、図9中のコンテンツ情報記憶部121Aに示す「カテゴリ」は、コンテンツの内容に基づく分類情報を示す。図9中のコンテンツ情報記憶部121Aに示す「サイズ」は、コンテンツのサイズを示す。

[0112]

例えば、図9の例では、コンテンツID「CT11」により識別される記事AA(コンテンツCT11)は、カテゴリ「スポーツ」に分類されることを示す。また、図9の例では、コンテンツCT11は、サイズが「500文字」であり、完読時間が平均で「1分」であることを示す。

[0113]

また、例えば、図9の例では、コンテンツID「CT12」により識別される記事AB(コンテンツCT12)は、カテゴリ「スポーツ」に分類されることを示す。また、図9の例では、コンテンツCT12は、サイズが「5000文字」であり、完読時間が平均で「10分」であることを示す。

[0114]

図9の例では、決定装置100Aは、閾値(10%)以上の開封率であるエリアにユーザU1が位置するため、ユーザU1に所定のサイズ以上のコンテンツを配信コンテンツに決定する。例えば、決定装置100Aは、閾値(10%)以上の開封率であるエリアにユーザU1が位置するため、所定のサイズ「5分」以上のコンテンツをユーザU1への配信

コンテンツに決定する。具体的には、決定装置100Aは、ユーザU1の興味「スポーツ」に対応するカテゴリの属するコンテンツのうち、サイズ「5分」以上のコンテンツを配信コンテンツに決定する。

[0115]

図 9 の例では、決定装置 1 0 0 A は、コンテンツ情報記憶部 1 2 1 A に記憶されたカテゴリ「スポーツ」の記事コンテンツであるコンテンツ C T 1 1 、 C T 1 2 のうち、サイズが「 5 分」以上であるコンテンツ C T 1 2 を配信コンテンツに決定する。

[0116]

そして、決定装置100Aは、決定した配信コンテンツをユーザに配信する(ステップ S25)。図9の例では、決定装置100Aは、コンテンツCT12をユーザU1が利用 する端末装置10に配信する。

[0117]

上述した例では、決定装置100Aは、ユーザが位置するエリアの開封率に応じたサイズのコンテンツを配信コンテンツに決定することにより、ユーザの開封操作に関する操作情報に基づいて、コンテンツの配信態様を適切に決定することができる。例えば、開封率が高いエリアは、ユーザがコンテンツを閲覧する時間的な余裕がある可能性が高いエリアであるため、サイズの大きいコンテンツを提供しても、ユーザがコンテンツを閲覧する可能性が高い。そのため、決定装置100Aは、開封率が高いエリアに位置するユーザにサイズの大きいコンテンツを配信することにより、ユーザがコンテンツに注目する時間を増大させることが可能となる。なお、図9の例では、記事コンテンツを対象に配信コンテンツを決定したが、決定装置100Aは、サイズが「15分」であり、カテゴリ「スポーツ」の動画コンテンツMA(コンテンツCT21)を配信コンテンツに決定してもよい。

[0118]

次に、図10を用いて、ユーザが位置するエリアの開封率が閾値未満である場合を説明する。図10の例では、端末装置10を利用するユーザがユーザU2である場合を示す。 【0119】

まず、決定装置100Aは、ユーザU2が利用する端末装置10からユーザU2の位置情報を取得する(ステップS31)。図10の例では、決定装置100Aは、端末装置10から、端末装置10から取得した要求元が部分エリアLC1-2に位置するユーザU2であることを示す情報を取得する。決定装置100Aは、ユーザU2を識別する情報やユーザU2の位置情報を取得する。例えば、位置LC1-2と記載した場合は、その位置は、部分エリアLC1-2内に含まれる位置であるものとする。

[0120]

端末装置10からコンテンツ要求を取得した決定装置100Aは、コンテンツを要求する要求元の位置を特定する(ステップS32)。図10の例では、決定装置100Aは、ユーザU2が部分エリアLC1-2に位置することを示す情報に基づいて、開封率が20%であるエリアにユーザU2が位置することを示す情報に基づいて、閾値(10%)未満の開封率であるエリアにユーザU2が位置することを特定する。

[0121]

また、決定装置100Aは、コンテンツを要求する要求元であるユーザを特定する(ステップS33)。図10の例では、決定装置100Aは、端末装置10から取得した要求元がユーザU2であることを示す情報に基づいて、要求元がユーザU2であることを特定する。決定装置100Aは、ユーザ情報記憶部122に記憶された情報に基づいて、ユーザU2が20代女性であり、グルメに興味があるユーザであることを特定する。

[0122]

そして、決定装置100Aは、ユーザU2への配信コンテンツを決定する(ステップS34)。図10の例では、決定装置100Aは、コンテンツ情報記憶部121Aに記憶されたコンテンツから配信コンテンツを決定する。

[0123]

50

40

10

20

20

30

40

50

例えば、図10のコンテンツ情報記憶部121Aでは、コンテンツID「CT13」により識別される記事AC(コンテンツCT13)は、カテゴリ「グルメ」に分類されることを示す。また、図10の例では、コンテンツCT13は、サイズが「500文字」であり、完読時間が平均で「1分」であることを示す。

[0124]

また、例えば、図10のコンテンツ情報記憶部121Aでは、コンテンツID「CT14」により識別される記事AD(コンテンツCT14)は、カテゴリ「グルメ」に分類されることを示す。また、図10の例では、コンテンツCT14は、サイズが「3000文字」であり、完読時間が平均で「6分」であることを示す。

[0125]

図10の例では、決定装置100Aは、閾値(10%)未満の開封率であるエリアにユーザU2が位置するため、ユーザU2に所定のサイズ未満のコンテンツを配信コンテンツに決定する。例えば、決定装置100Aは、閾値(10%)未満の開封率であるエリアにユーザU2が位置するため、所定のサイズ「5分」未満のコンテンツをユーザU2への配信コンテンツに決定する。具体的には、決定装置100Aは、ユーザU2の興味「グルメ」に対応するカテゴリの属するコンテンツのうち、サイズ「5分」未満のコンテンツを配信コンテンツに決定する。

[0126]

図10の例では、決定装置100Aは、コンテンツ情報記憶部121Aに記憶されたカテゴリ「グルメ」の記事コンテンツであるコンテンツCT13、CT14のうち、サイズが「5分」未満であるコンテンツCT13を配信コンテンツに決定する。

[0127]

そして、決定装置100Aは、決定した配信コンテンツをユーザに配信する(ステップS35)。図10の例では、決定装置100Aは、コンテンツCT13をユーザU2が利用する端末装置10に配信する。なお、決定装置100Aは、ユーザが閾値(10%)未満の開封率であるエリアに位置する場合、コンテンツを配信しなくてもよい。

[0128]

上述した例では、決定装置100Aは、ユーザが位置するエリアの開封率に応じたサイズのコンテンツを配信コンテンツに決定することにより、ユーザの開封操作に関する操作情報に基づいて、コンテンツの配信態様を適切に決定することができる。例えば、開封率が低いエリアは、ユーザがコンテンツを閲覧する時間的な余裕が少ない可能性が高いエリアであるため、サイズの大きいコンテンツを提供しても、ユーザがコンテンツを閲覧する可能性が低い。そのため、決定装置100Aは、開封率が低いエリアに位置するユーザにサイズの小さいコンテンツを配信することにより、少ない時間(隙間時間)等を利用してユーザが簡易にコンテンツに閲覧することを可能とする。

[0129]

〔4-1-1.配信コンテンツ〕

例えば、決定装置100Aは、サイズに応じた配信コンテンツを生成してもよい。例えば、決定装置100Aは、配信コンテンツに決定したコンテンツであってサイズが「30分」であるコンテンツから、サイズが「10分」の配信コンテンツを生成してもよい。例えば、決定装置100Aは、コンテンツのサイズを30分から10分に短縮する編集を行うことにより、サイズが「10分」の配信コンテンツを生成してもよい。なお、決定装置100Aは、文字情報の要約生成等に関する種々の従来技術を適宜用いて、コンテンツを 新定のサイズに要約する編集を行うことにより、配信コンテンツを生成してもよい。決定 装置100Aは、コンテンツが動画情報である場合、動画のダイジェスト(要約)生成等 に関する種々の従来技術を適宜用いて、配信コンテンツを生成してもよい。

[0130]

〔4-1-2.記事のサイズ〕

また、図1の例では、説明を簡単にするために、文字情報のコンテンツCT11~CT 14(記事AA、AB、AC、AD)については、完読時間を500文字につき平均1分

20

30

40

50

として図示したが、決定装置100Aは、完読時間をユーザの属性に応じて変動させてもよい。

[0131]

例えば、決定装置100Aは、完読時間をユーザの年齢等に応じて変動させてもよい。例えば、決定装置100Aは、同じ文字情報のコンテンツについて、高齢のユーザ(例えば60代以上のユーザ)の完読時間を、他の年代のユーザよりも長くしてもよい。例えば、決定装置100Aは、高齢のユーザの完読時間を750文字につき平均1分とし、他の年代のユーザの完読時間を500文字につき平均1分としてもよい。

[0132]

また、例えば、決定装置100Aは、各ユーザの文章を読む速度に応じて文字情報のコンテンツCT11~CT14の完読時間を変動させてもよい。例えば、決定装置100Aは、端末装置10にコンテンツが表示されてから表示が遷移するまでの時間に関する情報を端末装置10から取得し、取得した時間に関する情報とコンテンツの文字数とに基づいて各ユーザの読む速度を推定してもよい。

[0133]

〔5.決定装置の構成〕

次に、図11を用いて、変形例に係る決定装置100Aの構成について説明する。図11は、変形例に係る決定装置の構成例を示す図である。図11に示すように、決定装置100Aは、通信部110と、記憶部120Aと、制御部130Aとを有する。なお、決定装置100Aは、決定装置100Aの管理者等から各種操作を受け付ける入力部(例えば、キーボードやマウス等)や、各種情報を表示するための表示部(例えば、液晶ディスプレイ等)を有してもよい。

[0134]

(記憶部120A)

記憶部120Aは、例えば、RAM、フラッシュメモリ等の半導体メモリ素子、または、ハードディスク、光ディスク等の記憶装置によって実現される。変形例に係る記憶部120Aは、図11に示すように、コンテンツ情報記憶部121Aと、ユーザ情報記憶部122と、行動情報記憶部123と、分布情報記憶部124とを有する。

[0135]

(コンテンツ情報記憶部121A)

変形例に係るコンテンツ情報記憶部121Aは、コンテンツに関する各種情報を記憶する。コンテンツ情報記憶部121Aは、記事や動画等の種々のコンテンツに関する情報を記憶する。図12は、変形例に係るコンテンツ情報記憶部の一例を示す図である。図12に示すコンテンツ情報記憶部121Aは、「コンテンツID」、「コンテンツ」、「カテゴリ」、「サイズ」といった項目を有する。

[0136]

「コンテンツID」は、コンテンツを識別するための識別情報を示す。「コンテンツ」は、いわゆるコンテンツプロバイダ等の提供元から取得したコンテンツを示す。図12では「コンテンツ」に「記事AA」や「動画MA」といった概念的な情報が格納される例を示したが、実際には、動画像情報や文字情報や文字情報と画像との組合せ、または、これらの格納場所を示すファイルパス名などが格納される。また、「カテゴリ」は、コンテンツの内容に基づく分類情報を示す。また、「サイズ」は、コンテンツのサイズを示す。

[0137]

例えば、図12の例では、コンテンツID「CT11」により識別される記事AA(コンテンツCT11)は、カテゴリ「スポーツ」に分類されることを示す。また、図12の例では、コンテンツCT11は、サイズが「500文字」であり、完読時間が平均で「1分」であることを示す。

[0138]

例えば、図 1 2 の例では、コンテンツID「CT21」により識別される動画 M A (コンテンツCT21)は、カテゴリ「スポーツ」に分類されることを示す。また、図 1 2 の

例では、コンテンツCT21は、サイズが「15分」、すなわち再生時間が「15分」であることを示す。

[0139]

なお、コンテンツ情報記憶部121Aは、上記に限らず、目的に応じて種々の情報を記憶してもよい。例えば、コンテンツ情報記憶部121Aは、コンテンツを取得した日時やコンテンツが作成された日時に関する情報を記憶してもよい。コンテンツ情報記憶部121Aは、各提供元の評価値に関する情報を記憶してもよい。また、コンテンツ情報記憶部121Aは、コンテンツの提供元を識別するための識別情報を記憶してもよい。また、コンテンツ情報記憶部121Aは、コンテンツの種別(例えば動画や記事等)を識別するための識別情報を記憶してもよい。

[0140]

(制御部130A)

図11の説明に戻って、制御部130Aは、コントローラであり、例えば、CPUやMPU等によって、決定装置100A内部の記憶装置に記憶されている各種プログラム(決定プログラムの一例に相当)がRAMを作業領域として実行されることにより実現される。また、制御部130Aは、コントローラであり、例えば、ASICやFPGA等の集積回路により実現される。

[0141]

図11に示すように、制御部130Aは、取得部131と、決定部132Aと、配信部133とを有し、以下に説明する情報処理の機能や作用を実現または実行する。

[0142]

例えば、変形例に係る取得部131は、端末装置10からユーザの位置情報を取得する。図9の例では、取得部131は、決定装置100Aは、ユーザU1が利用する端末装置10からユーザU1の位置情報を取得する。例えば、取得部131は、端末装置10から、端末装置10から取得した要求元が部分エリアLC1-1に位置するユーザU1であることを示す情報を取得する。例えば、取得部131は、ユーザU1を識別する情報やユーザU1の位置情報を取得する。

[0143]

例えば、変形例に係る配信部133は、決定部132Aにより決定されたコンテンツを配信する。図9の例では、配信部133は、コンテンツCT12をユーザU1が利用する端末装置10に配信する。

[0144]

(決定部132A)

決定部132Aは、種々の情報を決定する。決定部132Aは、決定部132と同様の処理を行う。例えば、決定部132Aは、所定のエリアにおいてプッシュ通知されたコンテンツの配信回数と、操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率が所定の閾値以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に所定のサイズ以上のコンテンツを配信すると決定する。例えば、決定部132Aは、開封率が所定の閾値未満である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に所定のサイズ未満のコンテンツを配信すると決定する。例えば、決定部132Aは、開封率が所定の閾値未満である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10にコンテンツを配信しないと決定する。

[0145]

図9の例では、決定部132Aは、ユーザU1への配信コンテンツを決定する。例えば、決定部132Aは、コンテンツ情報記憶部121Aに記憶されたコンテンツから配信コンテンツを決定する。

[0146]

図9の例では、決定部132Aは、閾値(10%)以上の開封率であるエリアにユーザ U1が位置するため、ユーザU1に所定のサイズ以上のコンテンツを配信コンテンツに決 定する。例えば、決定部132Aは、閾値(10%)以上の開封率であるエリアにユーザ 10

20

30

40

U 1 が位置するため、所定のサイズ「 5 分」以上のコンテンツをユーザ U 1 への配信コンテンツに決定する。例えば、決定部 1 3 2 A は、ユーザ U 1 の興味「スポーツ」に対応するカテゴリの属するコンテンツのうち、サイズ「 5 分」以上のコンテンツを配信コンテンツに決定する。

[0147]

図9の例では、決定部132Aは、コンテンツ情報記憶部121Aに記憶されたカテゴリ「スポーツ」の記事コンテンツであるコンテンツCT11、CT12のうち、サイズが「5分」以上であるコンテンツCT12を配信コンテンツに決定する。

[0148]

図10の例では、決定部132Aは、ユーザU2への配信コンテンツを決定する。例えば、決定部132Aは、コンテンツ情報記憶部121Aに記憶されたコンテンツから配信コンテンツを決定する。

[0149]

図10の例では、決定部132Aは、閾値(10%)未満の開封率であるエリアにユーザU2が位置するため、ユーザU2に所定のサイズ未満のコンテンツを配信コンテンツに決定する。例えば、決定部132Aは、閾値(10%)未満の開封率であるエリアにユーザU2が位置するため、所定のサイズ「5分」未満のコンテンツをユーザU2への配信コンテンツに決定する。例えば、決定部132Aは、ユーザU2の興味「グルメ」に対応するカテゴリの属するコンテンツのうち、サイズ「5分」未満のコンテンツを配信コンテンツに決定する。

[0150]

図10の例では、決定部132Aは、コンテンツ情報記憶部121Aに記憶されたカテゴリ「グルメ」の記事コンテンツであるコンテンツCT13、CT14のうち、サイズが「5分」未満であるコンテンツCT13を配信コンテンツに決定する。

[0151]

〔6.決定処理のフロー〕

次に、図13を用いて、変形例に係る決定システム1Aによる決定処理の手順について 説明する。まず、図13を用いて決定装置100Aにおける一覧情報の提供までの処理の 流れを示す。図13は、変形例に係る決定処理の一例を示すフローチャートである。

[0152]

図13に示すように、決定装置100Aは、ユーザの位置情報を取得する(ステップS201)。例えば、図9の例では、決定装置100Aは、端末装置10から、端末装置10から取得した要求元が部分エリアLC1-1に位置するユーザU1であることを示す情報を取得する。

[0153]

そして、決定装置100Aは、ユーザが位置するエリアの開封率が所定の閾値以上かどうかを判定する(ステップS202)。例えば、決定装置100Aは、ユーザが閾値(10%)以上の開封率であるエリアに位置するかどうかを判定する。

[0154]

ユーザが閾値(10%)以上の開封率であるエリアに位置する場合(ステップS202:Yes)、決定装置100Aは、所定のサイズ以上のコンテンツを配信するコンテンツに決定する(ステップS203)。図9の例では、閾値(10%)以上の開封率であるエリアにユーザU1が位置するため、サイズ「5分」以上のコンテンツCT12をユーザU1への配信コンテンツに決定する。

[0155]

一方、ユーザが閾値(10%)以上の開封率であるエリアに位置しない場合(ステップ S202:No)、決定装置100Aは、所定のサイズ未満のコンテンツを配信するコン テンツに決定する(ステップS204)。図10の例では、決定装置100Aは、閾値(10%)未満の開封率であるエリアにユーザU2が位置するため、サイズ「5分」未満の コンテンツCT13を配信コンテンツに決定する。 20

10

30

40

[0156]

そして、決定装置100Aは、決定したコンテンツを配信する(ステップS205)。 図9の例では、決定装置100Aは、コンテンツCT12をユーザU1が利用する端末装 置10に配信する。

〔7.効果〕

上述してきたように、実施形態に係る決定装置 1 0 0 及び変形例に係る決定装置 1 0 0 A は、取得部 1 3 1 と、決定部 1 3 2 、 1 3 2 A とを有する。取得部 1 3 1 は、所定のエリアにおいてユーザが利用する端末装置 1 0 に配信されたコンテンツに対する当該ユーザの開封操作に関する操作情報を取得する。決定部 1 3 2 、 1 3 2 A は、取得部 1 3 1 により取得された操作情報に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する。

[0157]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、操作情報に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定することにより、コンテンツの配信態様を適切に決定することができる。

[0158]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aにおいて、決定部132、132Aは、操作情報に基づいて、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に配信するコンテンツのサイズを決定する。

[0159]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、操作情報に基づいて、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に配信するコンテンツのサイズを決定することにより、コンテンツの配信態様を適切に決定することができる。

[0160]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aにおいて、決定部132、132Aは、所定のエリアにおいて配信されたコンテンツの配信回数と、操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率が所定の閾値以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に所定のサイズ以上のコンテンツを配信すると決定する。

[0161]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、所定のエリアにおいて配信されたコンテンツの配信回数と、操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率が所定の閾値以上である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に所定のサイズ以上のコンテンツを配信すると決定することにより、コンテンツの配信態様を適切に決定することができる。

[0162]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aにおいて、決定部132、132Aは、開封率が所定の閾値未満である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に所定のサイズ未満のコンテンツを配信すると決定する。

[0163]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、開封率が所定の閾値未満である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に所定のサイズ未満のコンテンツを配信すると決定することにより、コンテンツの配信態様を適切に決定することができる。

[0164]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aにおいて、決定部132、132Aは、開封率が所定の閾値未満である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10にコンテンツを配信しないと決定する。

[0165]

20

10

30

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、開封率が所定の閾値未満である場合、所定のエリアに位置するユーザが利用する端末装置10にコンテンツを配信しないと決定することにより、コンテンツの配信態様を適切に決定することができる。

[0166]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aにおいて、決定部132、132Aは、操作情報に基づいて、所定のエリアにおける広告の配信態様を決定する。

[0167]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、操作情報に基づいて、所定のエリアにおける広告の配信態様を決定することにより、コンテンツである広告の配信態様を適切に決定することができる。

[0168]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aにおいて、決定部132、132Aは、所定のエリアにおいて配信されたコンテンツの配信回数と、操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率に基づいて、所定のエリアにおける広告の配信態様を決定する。

[0169]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、所定のエリアにおいて配信されたコンテンツの配信回数と、操作情報と、に基づいて算出される当該コンテンツの開封率に基づいて、所定のエリアにおける広告の配信態様を決定することにより、コンテンツである広告の配信態様を適切に決定することができる。

[0170]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aにおいて、取得部131は、開封率が所定の閾値以上であることを広告配信の条件とする広告である条件付広告の入札情報を取得する。決定部132、132Aは、開封率が所定の閾値以上であるエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に条件付広告を配信すると決定する

[0171]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、開封率が所定の閾値以上であるエリアに位置するユーザが利用する端末装置10に条件付広告を配信すると決定することにより、コンテンツである広告の配信態様を適切に決定することができる。

[0172]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、配信部133を有する。配信部133は、開封率に関する情報を広告主へ配信する。

[0173]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、開封率に関する情報を広告主へ配信することにより、広告主に適切な情報を提供することができる。

[0174]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aにおいて、決定部132、132Aは、所定のエリアにおけるユーザの開封操作の回数が所定の閾値以上である場合、操作情報に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する。

[0175]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、所定のエリアにおけるユーザの開封操作の回数が所定の閾値以上である場合、操作情報に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定することにより、コンテンツである広告の配信態様を適切に決定することができる。

10

20

30

20

30

40

50

[0176]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aにおいて、決定部132、132Aは、所定のエリアにおけるユーザの開封操作の回数、または、所定のエリアにおいてコンテンツが配信されてからユーザが開封操作を行うまでの時間に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定する。

[0177]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、所定のエリアにおけるユーザの開封操作の回数、または、所定のエリアにおいてコンテンツが配信されてからユーザが開封操作を行うまでの時間に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を決定することにより、コンテンツである広告の配信態様を適切に決定することができる。

[0178]

また、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aにおいて、取得部131は、所定のエリアにおいてユーザが利用する端末装置10にプッシュ通知されたコンテンツに対する当該ユーザの開封操作に関する操作情報を取得する。

[0179]

これにより、実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、プッシュ通知に関する操作情報に基づいて、所定のエリアにおけるコンテンツの配信態様を 決定することにより、コンテンツの配信態様を適切に決定することができる。

[0180]

[8.ハードウェア構成]

上述してきた実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aは、例えば図14に示すような構成のコンピュータ1000によって実現される。図14は、決定装置の機能を実現するコンピュータの一例を示すハードウェア構成図である。コンピュータ1000は、CPU1100、RAM1200、ROM1300、HDD1400、通信インターフェイス(I/F)1500、入出力インターフェイス(I/F)1600、及びメディアインターフェイス(I/F)1700を有する。

[0181]

CPU1100は、ROM1300またはHDD1400に格納されたプログラムに基づいて動作し、各部の制御を行う。ROM1300は、コンピュータ1000の起動時にCPU1100によって実行されるブートプログラムや、コンピュータ1000のハードウェアに依存するプログラム等を格納する。

[0182]

HDD1400は、CPU1100によって実行されるプログラム、及び、かかるプログラムによって使用されるデータ等を格納する。通信インターフェイス1500は、ネットワークNを介して他の機器からデータを受信してCPU1100へ送り、CPU1100が生成したデータをネットワークNを介して他の機器へ送信する。

[0183]

CPU1100は、入出力インターフェイス1600を介して、ディスプレイやプリンタ等の出力装置、及び、キーボードやマウス等の入力装置を制御する。CPU1100は、入出力インターフェイス1600を介して、入力装置からデータを取得する。また、CPU1100は、生成したデータを入出力インターフェイス1600を介して出力装置へ出力する。

[0184]

メディアインターフェイス 1 7 0 0 は、記録媒体 1 8 0 0 に格納されたプログラムまたはデータを読み取り、RAM 1 2 0 0を介して CPU 1 1 0 0 に提供する。CPU 1 1 0 0 は、かかるプログラムを、メディアインターフェイス 1 7 0 0を介して記録媒体 1 8 0 0 から RAM 1 2 0 0上にロードし、ロードしたプログラムを実行する。記録媒体 1 8 0 0 は、例えば DVD (Digital Versatile Disc)、PD (Phase change rewritable Disk)等の光学記録媒体、MO (Magneto Optical disk)等の光磁気記録媒体、テー

プ媒体、磁気記録媒体、または半導体メモリ等である。

[0185]

例えば、コンピュータ1000が実施形態に係る決定装置100及び変形例に係る決定装置100Aとして機能する場合、コンピュータ1000のCPU1100は、RAM1200上にロードされたプログラムを実行することにより、制御部130、130Aの機能を実現する。コンピュータ1000のCPU1100は、これらのプログラムを記録媒体1800から読み取って実行するが、他の例として、他の装置からネットワークNを介してこれらのプログラムを取得してもよい。

[0186]

以上、本願の実施形態及び変形例のいくつかを図面に基づいて詳細に説明したが、これらは例示であり、発明の開示の行に記載の態様を始めとして、当業者の知識に基づいて種々の変形、改良を施した他の形態で本発明を実施することが可能である。

[0187]

[9.その他]

また、上記実施形態及び変形例において説明した各処理のうち、自動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を手動的に行うこともでき、あるいは、手動的に行われるものとして説明した処理の全部または一部を公知の方法で自動的に行うこともできる。この他、上記文書中や図面中で示した処理手順、具体的名称、各種のデータやパラメータを含む情報については、特記する場合を除いて任意に変更することができる。例えば、各図に示した各種情報は、図示した情報に限られない。

[0188]

また、図示した各装置の各構成要素は機能概念的なものであり、必ずしも物理的に図示の如く構成されていることを要しない。すなわち、各装置の分散・統合の具体的形態は図示のものに限られず、その全部または一部を、各種の負荷や使用状況などに応じて、任意の単位で機能的または物理的に分散・統合して構成することができる。

[0189]

また、上述してきた実施形態及び変形例は、処理内容を矛盾させない範囲で適宜組み合わせることが可能である。

[0190]

また、上述してきた「部(section、module、unit)」は、「手段」や「回路」などに 読み替えることができる。例えば、取得部は、取得手段や取得回路に読み替えることがで きる。

【符号の説明】

[0191]

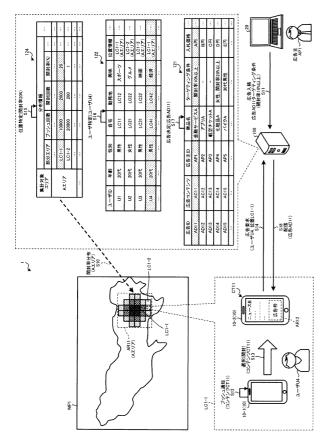
- 1 決定システム
- 100 決定装置
- 121 広告情報記憶部
- 122 ユーザ情報記憶部
- 123 行動情報記憶部
- 124 分布情報記憶部
- 130 制御部
- 1 3 1 取得部
- 132 決定部
- 133 配信部
 - Ν ネットワーク

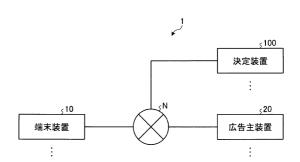
20

10

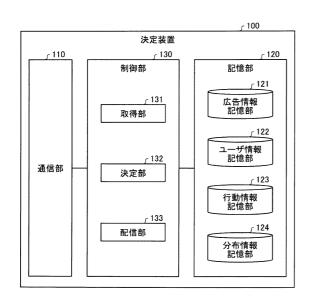
30

【図1】 【図2】





【図3】



:	:	:	:	:	:	:
入札価格	ЧΗ	вВ	СЭ	DЭ	ЕH	:
ターゲティング条件	開封率10%以上	1	ı	女性、開封率20%以上	30代男性	•••
商品名	金融サービスA	ታプ ^リ A	航空チケットA	化粧品A	バイクA	•••
広告主ID	AP1	AP2	AP3	AP4	AP5	•••
広告コンテンツ	AC11	AC12	AC13	AC14	AC15	:
広告ID	AD11	AD12	AD13	AD14	AD15	:

【図5】

:	:	;	:	:	:
位置情報	LC1-1 (AIIJ)	LC1-2 (AIIJ)	LC1-3 (AIJ)	LC1-1 (AIIJ)	
 判 i	ルーポス	ゲルメ	映画	経済	:
勤務地	LC12	LC22	LC32	LC42	:
田	LC11	LC21	LC31	LC41	÷
性別	男性	女性	男性	男性	:
年齢	20ft	20ft	30 1 t	201t	
_π—#ID	5	U2	n3	U4	:
	年齡 性別 自宅 勤務地 興味 位置情報	年齢 性別 自宅 勤務地 興味 位置情報 20代 男性 LC11 LC12 スポーツ LC1-1 (Aエリア)	年齢 性別 自宅 勤務地 興味 位置情報 20代 男性 LC11 LC12 スポーツ (AL17) 20代 女性 LC21 LC22 ブルメ LC1-2	年齢 性別 自宅 勤務地 興味 位置情報 20代 男性 LC11 LC12 スポーツ LC1-1 20代 女性 LC21 LC22 グルメ LC1-2 30代 男性 LC31 LC32 映画 LC1-3 ATJア) ATJア) ATJア) ATJア)	年齢 性別 自宅 勤務地 興味 位置情報 20代 男性 LC11 LC12 スポーツ LC177 20代 女性 LC21 LC22 グルメ LC1-2 30代 男性 LC31 LC32 映画 LC1-3 20代 男性 LC41 LC42 経済 LC1-3

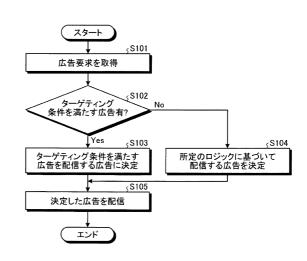
【図6】

				123		
ユーザID	行動ID	種別	内容	日時	位置	
U1	AC11	プッシュ通知	コンテンツCT11	dt11	LC1-1	
	AC12	開封	コンテンツCT11	dt12	LC1-1	
			•••			
U2	•••		•••			
	AC21	プッシュ通知	コンテンツCT11	dt21	LC1-2	
	AC12	検索	X路線 遅延	dt22	LC1-2	
	•••		•••			
U3			•••			
	AC31	検索	グルメ	dt31	LC2-3	
			•••			

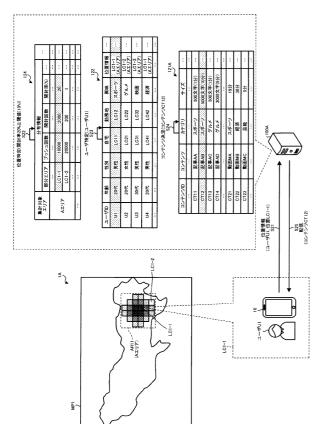
【図7】

		:	i	i	i	;	:
		:	:	÷	:	:	:
		開封率(%)	:	20	-	:	÷
124	分布情報	開封回数	:	2000	200	:	:
	7	部分エリア プッシュ回数	:	10000	20000		:
		部分エリア	:	LC1-1	LC1-2	:	:
	集計対象	エリア			CHY		:

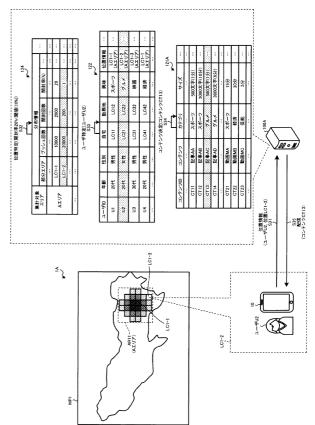
【図8】



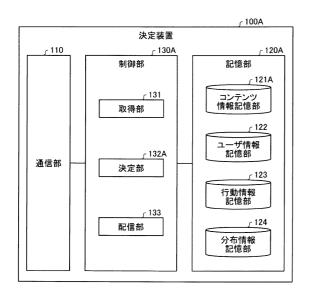
【図9】



【図10】



【図11】

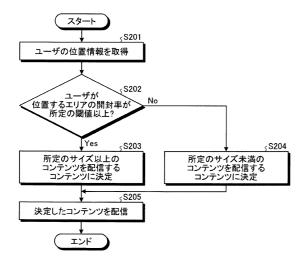


【図12】

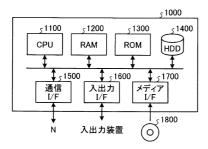
			√	
コンテンツID	コンテンツ	カテゴリ	サイズ	
	•••	•••		
CT11	記事AA	スポーツ	500文字(1分)	
CT12	記事AB	スポーツ	5000文字(10分)	
CT13	記事AC	グルメ	500文字(1分)	
CT14	記事AD	グルメ	3000文字(6分)	
	•••		•••	
CT21	動画MA	スポーツ	15分	
CT22	動画MB	経済	30分	
CT23	動画MC	芸能	5分	
•••	•••	•••		

121A

【図13】



【図14】



フロントページの続き

(72)発明者 会田 智史

東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー株式会社内

(72)発明者 菊地 裕信

東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー株式会社内

(72)発明者 張 培楠

東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー株式会社内

(72)発明者 甲斐 伸彦

東京都千代田区紀尾井町1番3号 ヤフー株式会社内

F ターム(参考) 5L049 BB08